## 個人情報ファイル簿

令和6年8月1日

	令和6年8月1日		
個 人 情 報 ファイル の 名 称	住宅統合管理ファイル		
行政機関等の名称	東京都板橋区		
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	都市整備部住宅政策課 担当 住宅運営係 電話番号 (03) 3579-2187		
個人情報ファイルの利用目的	区営・高齢者・改良住宅使用申込者の入居資格審査及び住宅の施設管理、都営住宅(地元割当)の住宅使用申込者の入居資格審査を実施するために利用し、保有している。		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5電話番号、6国・本籍、7続柄、8親族関係、9婚歴、10個人番号、11職業・勤務先、12役職・地位、13職歴、14学歴、15団体加入、16勤務先住所、17勤務先電話番号、18収入、19財産状況、20納税額等状況、21取引状況、22公的扶助、23負債状況、24区営・高齢者・改良住宅の利用、25保険年金等の加入状況、26り災状況、27駐車場利用、28保証金、29滞納状況、30所得金額、31家庭状況、32居住状況、33苦情・相談・要望等の内容、34口座情報、35住宅使用料、36保証金額、37車種・型式、38車両番号、39車体番号		
記 録 範 囲	公的住宅申込者及び公的住宅入居者(過去に入居していた人を含む)※(保存期間)公的住宅申込者は申込があった年の翌年度から起算して3年間、公的住宅入居者は退去があった年の翌年度から起算して10年間		
記録情報の収集方法	収集の相手方: 区民 収集の手段: 窓口申請、郵送申請、交換便により収集		
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の 旨	<ul><li>□含む(上記記録項目の番号)</li><li>☑含まない</li></ul>		
記録情報の 経常的提供先	☑あり(経常的提供先 指定管理者、口座振替業務受託事業者 (住宅使用料の口座引き落とし(伝送化)を行う金融 機関)、生活協力員、警備保障会社、納付案内センター		

	受託事業者、住宅統合管理システムの保守事業者) □なし			
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課			
	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2 - 6 6 - 1			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<ul><li>□あり(他の法令の規定</li><li>☑なし</li></ul>			
個 人 情 報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □法第 60 条第 2 項第 2 号 政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル □有 ■無			
行政機関等匿名加工 情報の提案の募集を する 個 人 情 報 ファイルである旨				
行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地				
行政機関等匿名加工 情 報 の 概 要				
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提 案 を 受 け る 組織の名称及び所在地				
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提案をすることが できる期間				

備考	業務の名称	住宅管理に関する業務
	ファイルに 記録される 本人の数	約 1, 200 人
	その他	